

廃棄物等の輸出入に関する規制

【輸 出】

1. 廃棄物処理法関係

- 廃棄物処理法に規定する「産業廃棄物」を輸出するには、環境大臣の確認が必要。
(廃棄物処理法第15条の4の5、一般廃棄物は同法第10条)

- これまで、廃棄物の国内処理等の原則（廃棄物処理法第2条の2）により、環境大臣の確認の実績はなかったが、本年11月に、最初の「確認」が行われている。
(※添付の新聞コピー参照／北陸電力(株)が韓国に石炭灰をセメント原料として輸出)

2. バーゼル法関係

- 「特定有害廃棄物等」を輸出するには、外為法による経済産業大臣の輸出の承認が必要。
(バーゼル法第4条)

【輸 入】

1. 廃棄物処理法関係

- 廃棄物処理法に規定する「(産業)廃棄物」を輸入するには、環境大臣の許可が必要。
(廃棄物処理法第15条の4の3、一般廃棄物も同法同条)

- 「廃棄物」の輸入については、輸入された段階で「産業廃棄物」にあたるものとされており、年間1～2件程度、環境大臣の許可が行われている。

2. バーゼル法関係

- 「特定有害廃棄物等」を輸入するには、外為法による経済産業大臣の輸入の承認が必要。
(バーゼル法第8条)

《参考》

「廃棄物」：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの。

(廃棄物処理法第2条第1項)

「特定有害廃棄物等」：条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（リサイクル／最終処分）を行うために輸出入される物であって、次のいずれかに該当するもの。

- ・条約附属書Ⅰに掲げる物であって、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの。

- ・条約附属書Ⅱに掲げる物（一般廃棄物）

(バーゼル法第2条第1項)

北電、石炭灰を輸出へ

韓国でセメントに

環境省
へ申請 12月にも敦賀出港

産業廃棄物である石炭灰の有効活用に取り組んでいる北陸電力（本社富山市）は十三日、韓国のセメント会社に石炭灰を輸出するため、環境省に産業廃棄物の輸出承認を求めて申請したことを明らかにした。国内の電力会社で、石炭灰を輸出するのは初めて。国の承認が得られれば、敦賀火力発電所から排出された石炭灰の一部五千―七千トンが、年内にも韓国に向けて輸出される。

火力発電所から吐き出「灰はこれまで、資源の有のセメント会社などに有セメント原料などとしてされる産業廃棄物の石炭」効活用を図るために国内「料で引き取ってもらい、活用されていた。その再

利用率は、二〇〇一年度実績で99・4％に達していたが、近年は景気の低迷などを背景にセメントの生産量が減少。さらに、火力発電所の新設などに伴って石炭灰も増加

傾向にあることなどから、同社では石炭灰を安定的に有効利用できる方策を検討してきた。

そうした中で環境省は八月、廃棄物輸出の審査基準を制定。その基準を満たすことで、石炭灰も輸出が認められることになったことに伴い、同社はソウルに本社を置く

韓国に送られた石炭灰は、双龍洋灰工業の東海、寧越の両工場でセメント原料として再利用される。二回目以降の輸出計画について北陸電力では「現段階では未定」としている。

< 附属書 I > (規制する廃棄物の分類)

【排出経路リスト】

- Y1 病院、医療センター、診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y2 医薬品の製造、調剤から生ずる廃棄物
- Y3 廃医薬品
- Y4 駆除剤、植物用薬剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y5 木材保存用薬剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y6 有機溶剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y7 熱処理及び熱戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油
- Y9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物の廃棄物
- Y10 PCB、PCT、PBB を含み又はこれらで汚染された廃棄物
- Y11 精製、蒸留又はあらゆる熱分解処理で生ずるタール状の残滓
- Y12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー、ワニスの製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y13 樹脂、ラテックス、可塑剤、接着剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y14 研究開発、教育活動から生ずる新規の廃化学物質で人や環境への影響が未知のもの
- Y15 この条約以外の法的規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y16 写真用化学薬品、現像剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y17 金属、プラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓

【有害物質リスト】

- Y19 金属カルボニル
- Y20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y21 六価クロム化合物
- Y22 銅化合物
- Y23 亜鉛化合物
- Y24 ヒ素、ヒ素化合物
- Y25 セレン、セレン化合物
- Y26 カドミウム、カドミウム化合物
- Y27 アンチモン、アンチモン化合物
- Y28 テルル、テルル化合物
- Y29 水銀、水銀化合物
- Y30 タリウム、タリウム化合物
- Y31 鉛、鉛化合物
- Y32 フッ化カルシウムを除く無機フッ素化合物
- Y33 無機シアン化合物
- Y34 酸性溶液又は固体状の酸
- Y35 塩基性溶液又は固体状の塩基
- Y36 石綿（粉塵及び繊維状のもの）
- Y37 有機燐化合物
- Y38 有機シアン化合物
- Y39 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む）
- Y40 エーテル
- Y41 ハロゲン化有機溶剤
- Y42 ハロゲン化されていない有機溶剤
- Y43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y44 ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン類
- Y45 上記以外の有機ハロゲン化合物

<附属書Ⅱ> (家庭ゴミ)

- Y46 家庭系廃棄物
- Y47 家庭系廃棄物の焼却灰

<附属書Ⅲ> (有害特性リスト)

- H1 爆発性
- H3 引火性の液体
- H4.1 可燃性の固体
- H4.2 自然発火しやすいもの
- H4.3 水と作用して引火性ガスを発生するもの
- H5.1 酸化性
- H5.2 有機過酸化物
- H6.1 急性毒性
- H6.2 感染性
- H8 腐食性
- H10 空気、水と作用して毒性ガスを発生する
- H11 慢性毒性、遅延性毒性
- H12 生態毒性
- H13 処分後上記の特性を有する浸出液等を生成するもの

<附属書Ⅳ> (規制する廃棄物の分類)

A. 最終処分目的

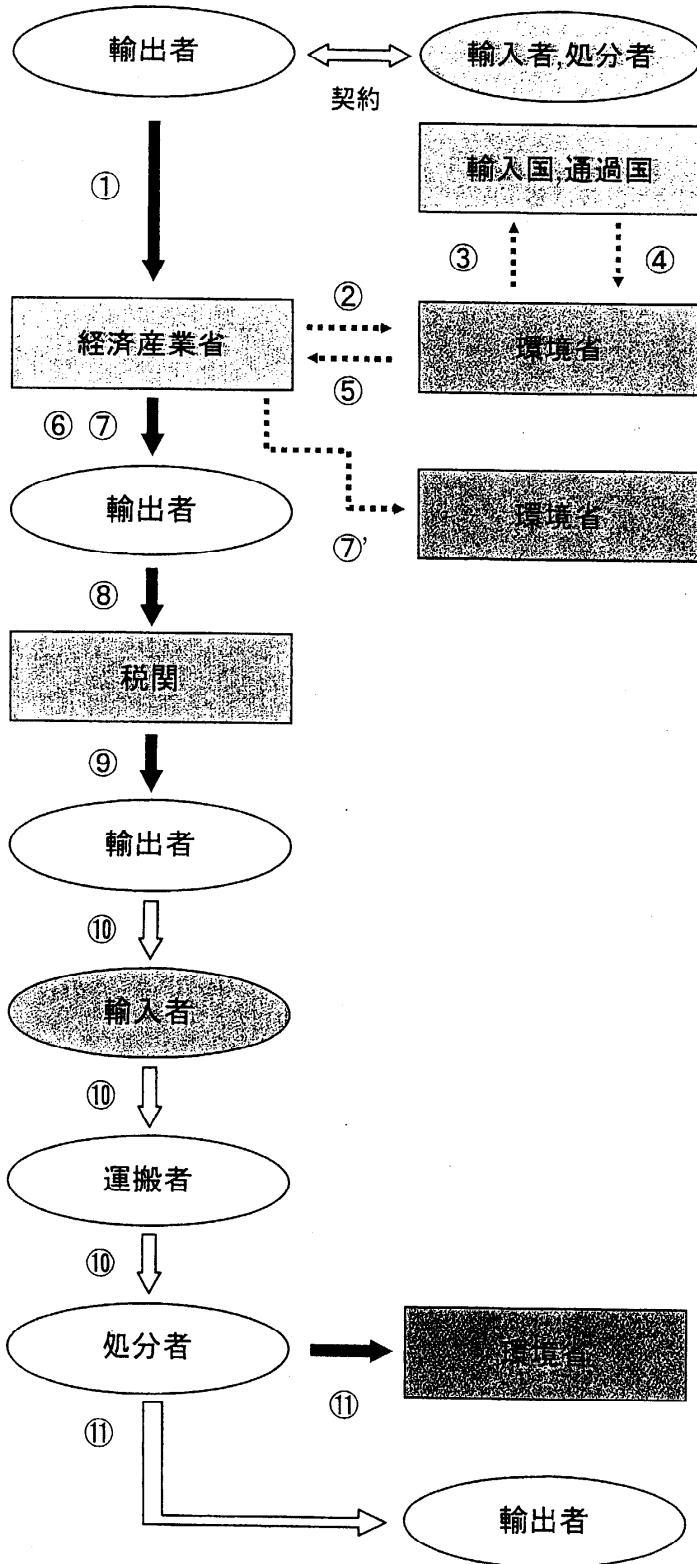
- D1 地中又は地上への投棄
- D2 土壌処理
- D3 地中深部への注入
- D4 表面貯留
- D5 特別に設計された処分場における埋立
- D6 海域以外の水域への投入
- D7 海洋投入
- D8 生物学的処理
- D9 物理化学的処理
- D10 陸上焼却
- D11 洋上焼却
- D12 永久保管
- D13 D1-D12 用の調合、混合
- D14 D1-D13 用の梱包
- D15 D1-D14 用の保管

B. リサイクル目的

- R1 燃料、エネルギー回収
- R2 溶剤の回収、再生
- R3 有機物の再生、回収
- R4 金属の再生、回収
- R5 無機物の再生、回収
- R6 酸、塩基の再生
- R7 汚染除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒の成分回収
- R9 廃油の精製再生
- R10 土壌改良
- R11 R1-R10 の残滓利用
- R12 R1-R11 用の交換
- R13 R1-R12 用の集積

バーゼル法の特定有害廃棄物について

輸出するときの手続き



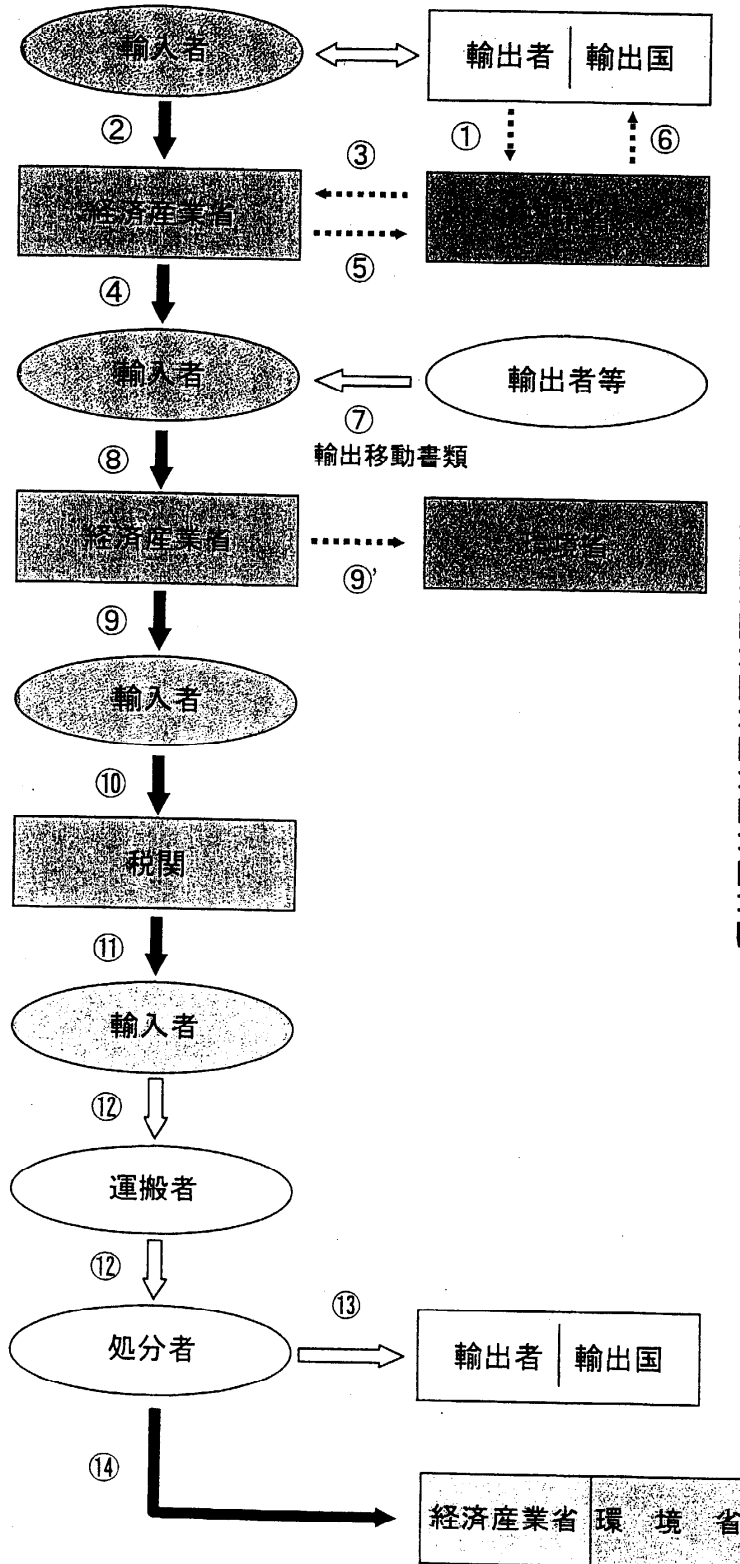
【輸出手続の流れ】

- ① 外為法に基づく輸出申請
- ② 申請書類写し送付
- ③ 相手国へ通告
- ④ 回答の受領
- ⑤ 回答の送付
- ⑥ 外為法に基づく輸出承認
- ⑦ 輸出移動書類の交付
- ⑦' 輸出移動書類写しの送付
- ⑧ 関税法に基づく輸出申告
- ⑨ 関税法に基づく輸出許可
- ⑩ 引渡し及び移動書類携帯の義務
- ⑪ 処分完了の通知等

- ← 企業間のやり取り
 ← 企業と政府のやり取り
 ← 政府間のやり取り

バーゼル法の特定有害廃棄物について

輸入するときの手続き



【輸入手続の流れ】

- ① 移動計画の通告
- ② 外為法に基づく輸入承認申請
- ③ 通告の写しの送付
- ④ 外為法に基づく輸入承認
- ⑤ 輸入承認の通知
- ⑥ 同意の回答
- ⑦ 輸出移動書類
- ⑧ 輸入移動書類の交付申請
- ⑨ 輸入移動書類の交付
- ⑨' 輸入移動書類写しの送付
- ⑩ 関税法に基づく輸入申告
- ⑪ 関税法に基づく輸入許可
- ⑫ 引渡し及び両移動書類携帯の義務
- ⑬ 処分完了の通知等の送付
- ⑭ 処分完了の通知等の写し送付

- ← 企業間のやり取り
 ← 企業と政府のやり取り
 政府間のやり取り